



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 東テク株式会社
代表者名 代表取締役社長 長尾 克己
(J A S D A Q ・ コード 9 9 6 0)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 中溝 敏郎
(TEL. 03-3242-3229)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 19 条(任期)につき所要の変更を行うものであります。
- ② 監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 38 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
- ③ 上記により、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(任 期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時まで とする。 (新 設) 第 38 条～第 45 条 (現行どおり)	(任 期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時まで とする。 (監査役 の責任免除) 第 38 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の 規定により、取締役会の決議をもつ て、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責 任を限定することができる。ただし、 当該契約に基づく損害賠償責任の限 度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 39 条～第 46 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 26 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日

以 上